

# サイバー犯罪相談窓口



## サイバー犯罪とは

### サイバー犯罪ってなに？

"サイバー犯罪"(Cyber-crime)という言葉は、2001年11月に日本を含む各国が署名した「欧州評議会サイバー犯罪に関する条約」で、不正アクセス、コンピュータ関連詐欺、児童ポルノ関連犯罪などの「情報技術を悪用した犯罪」を意味する言葉として使われ、既に国際的に定着した用語となっています。

サイバー犯罪は、これまで使われてきた"ハイテク犯罪"(Hith-techCriminals)と同義語です。

### 県内の主な検挙事例

#### ①インターネットオークションにおける詐欺事件

インターネットオークションに、販売する意志も無くバイクを出品し、金員を詐取したとして愛媛県在住の少年を検挙(平成18年11月 南国署・いの署)

#### ②インターネットオークションにおける著作権法違反事件

インターネットオークションに、複製DVDを著作権者の許諾なく出品し、頒布販売したとして東京都在住の少年を検挙(平成19年5月 南国署・生活環境課)

#### ③インターネットショッピングにおける不正アクセス禁止法・詐欺等事件

インターネットショップに、他人のIDとパスワードを利用して不正にアクセスし、デジタルカメラを購入したとして東京都在住の男性を検挙(平成20年3月 高知署・生活安全企画課)

#### ④携帯電話用のファイルアップロードサービスを利用した児童ポルノ公然陳列事件

携帯電話で利用できるアップローダーサイトに児童ポルノ動画を蔵置することで、不特定多数のインターネット利用者が閲覧可能にし、児童ポルノを公然と陳列したとして千葉県在住の男性を検挙(平成21年8月 南国署・少年課)